

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳いずみ学園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、常勤の理事（常務理事）は、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 役員のうち、常勤の理事（常務理事）以外の者を、非常勤の役員という。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (6) 手数料等が発生する場合は、経費として区分するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は職務執行の対価として、俸給及び通勤手当を報酬として支給するものとする。役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり費用弁償として支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬及び費用弁償として支給しない。

- (1) 理事長 報酬（俸給及び通勤手当）・費用弁償
- (2) 役員 費用弁償
- (3) 評議員 費用弁償

(報酬及び費用弁償の額の算定方法)

第4条 報酬及び費用弁償の額は、次に掲げる報酬及び費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。報酬の額は従前の役員報酬規程を準用し、費用弁償の額については、法人旅費規程を準用する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 役員に対する費用弁償の額は別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する費用弁償の額は別表第3に定める額とする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬は、その金額を指定口座に振り込むものとする。ただし、法令に基づき、報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬金額から、その金額を控除して支払うものとする。

報酬はその月の分を翌月25日に支給する。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、支給日の前日に支給する。)

2 費用弁償は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席や法人・施設運営のための業務にあたり経費が発生した都度、現金にて支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合の費用は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費(宿泊費含む)を支給する。

2 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(経費)

第7条 役員及び評議員が職務の遂行に当たって、事務局等から依頼があった場合において、費用を要する場合は、当該費用を支給するものとして、別表第4に定める。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬並びに費用弁償の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 平成16年4月1日施行の役員報酬規程は廃止する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日 施行とする。

別表第1 (報酬)

| 理事長 | 俸給額 | 通勤手当 |
|--------------------------|------------|---------------------------|
| 法人及び施設の運営のための 定例業務で出勤 | 10,000円/日額 | 車賃費用として、1キロメートルにつき30円とする。 |

別表第2 (役員費用弁償)

(1) 理事

| | | |
|--------------------|---------|-----------|
| 理事会等への出席 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |

(2) 監事

| | | |
|---|---------|-----------|
| 理事会等への出席 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |
| 上記の他、運営状況の指導または監査の業務や法人及び施設の指導監査への立会いのための出勤 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |

別表第3 (評議員費用弁償)

| | | |
|--------------------|---------|-----------|
| 評議員会等への出席 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 交通費及び日当 | 4,000円/日額 |

別表第4 (役員、評議員の経費)

| | |
|-------------|-----|
| 文書の発行料、手数料等 | 実 費 |
|-------------|-----|